

## 地域計画

策定年月日	令和6年8月1日
更新年月日	( )
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	小倉 ( 小倉町 )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	84 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	84 ha
② 田の面積	84 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	10 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	10 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	14 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	12 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

#### (2) 地域農業の現状及び課題

小倉町には84Haという広大な土地を先祖から引き継いでいますが、私たちの時代にその耕地を荒れ地と化すことは許される事ではありません。今一度農業に関心のある者同士が、力を一つにして努力をすると感じます。農業の課題は山積していますが、我々も近隣の力を借りながら、この雄大な耕地を後世に引き継ぐ努力をすることが、「地域の農地は地域で守る」我々の使命であると考えます。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

米、麦、大豆の生産を軸として大規模耕作者に耕作地を集積・集約化し、効率的な栽培を行う。また人手不足を解消するため非農家、若者や老人などの一時的労働者も雇用し、世代間交流を深め農地の維持管理に努めるとともに、地域の米、麦、大豆、野菜生産の収穫の喜びを感じ合うことにより、後継者を育成し、結果として健全な農村を実現する。
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
小倉町の水田利用は、中心経営体である、〇〇〇が農業放棄地の受け皿となり〇〇〇、近隣の認定農業者の支援と手助けにより農業の継続を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	82 %	将来の目標とする集積率	87 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手である、〇〇〇、〇〇〇への貸付を増加させて集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

担い手を中心に集積集約化を進める

(2)農地中間管理機構の活用方法

石綿管更新工事地区以外においても作業の効率化のため農地の集積・集約を農地中間機構と連携し進める。

(3)基盤整備事業への取組

作物の適地適作による収穫の増収を図るため農地の大区画化(畦畔除去)や用水路改修、暗渠排水等の基盤整備に取り組む。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

米、麦、大豆の他に籠堤地区において野菜(キャベツ、ブロッコリー)等、長畠地区においては花きなどの園芸作物の生産に取り組む。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

人手不足に対応するため、外部からの人材を受け入れ、地域での育成に取り組む。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①獣害フェンスの定期点検、整備、電気柵の点検、補修の実施を行う。(獣害被害による収穫減を防ぐため)  
 ③実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産の取組みでローンを活用する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
認農	○○○	水稻・麦・大豆・そば	48.5 ha	ha	水稻・麦・大豆・そば	50.7 ha	ha	黄	
認農	○○○	水稻・麦・大豆	1.7 ha	ha	水稻・麦・大豆	1.7 ha	ha	緑	
認農	○○○	水稻・麦・大豆	11.4 ha	ha	水稻・麦・大豆	18.8 ha	ha	青	
認農	○○○	水稻	6.8 ha	ha	水稻	6.8 ha	ha	赤	
認農	○○○	水稻	3.4 ha	ha	水稻	3.4 ha	ha	橙	
認農	○○○	水稻・麦・大豆・野菜	2.6 ha	ha		ha	ha	水色	
認農	○○○	水稻・野菜・菜種	0.4 ha	ha		ha	ha	灰	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	7経営体		74.8 ha	0 ha		81.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する  
 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は  
 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積  
 を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、  
 経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め  
 てください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

## 6 目標地図(別添のとおり)

### 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	83	うち計画同意者数(人・%)	79 (95%)
-------------	----	---------------	----------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区的対象となる範囲を目標地図に明記してください。

#### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。